

渋川市インターンシップ推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市内事業者の人材確保と安定的な雇用定着を目的に、求職中の学生又は若手求職者をインターンシップで受け入れた事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学生 学校教育法（昭和22年法律第26号）第50条に規定する高等学校、第63条に規定する中等教育学校、第72条に規定する特別支援学校（高等部に限る。）、第83条に規定する大学、第83条の2に規定する専門職大学、第97条に規定する大学院、第108条に規定する短期大学、第115条に規定する高等専門学校及び第124条に規定する専修学校のいずれかに在籍し、当該年度又は翌年度に卒業見込みである者
- (2) 若手求職者 当該年度の3月末日において年齢が30歳未満で求職中の者
- (3) 事業者 中小企業基本法（昭和38年法律第15号）第2条第1項に該当する中小企業者
- (4) インターンシップ 求職中の学生又は若手求職者を対象に市内事業者が一定期間実施する就業体験をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内事業者が行うインターンシップとし、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 実施期間の半分を超える日数を職場での就業体験に充てること。
- (2) 就業体験では、求職中の学生又は若手求職者を指導すること。
- (3) 求職活動の一環として2日間以上実施すること。
- (4) 募集要項等にインターンシップの情報を記載し、公開すること。
- (5) 補助金の交付決定日以降に実施し、年度内に完了すること。

(6) 関係法令及び公序良俗に反していないこと。

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者は、次に掲げる要件を満たす事業者とする。

(1) 補助金の交付申請日時点において市内に所在する事業所で事業を営んでいること。

(2) 雇用保険法施行規則第141条第1項に定める雇用保険適用事業所設置届を公共職業安定所に提出していること。

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第12号）に基づく許可又は届出が必要な営業ではないこと。

(4) 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。

(5) 市税を滞納していないこと。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、インターンシップを受入れた求職中の学生又は若手求職者1人当たり1,000円を受け入れた日数で乗じた額とし、1人当たり10,000円を限度とする。ただし、インターンシップで受け入れた求職中の学生又は若手求職者が、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳、療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者である場合は、1人当たり3,000円を受け入れた日数で乗じた額とし、1人当たり30,000円を限度とする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。